

椋山女学園大学図書館規程

平成22年規程第34号

平成22年10月29日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学学則(昭和43年学則第1号)第76条の規定に基づき、椋山女学園大学図書館(以下「図書館」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、図書館資料(以下「資料」という。)を収集、整理及び管理し、椋山女学園大学(以下「本学」という。)の職員、学生、その他の利用に供し、その教育研究の向上に資するとともに、地域社会との連携を推進し、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 図書館は、中央図書館及び分館をもって構成する。

2 分館は、椋山女学園大学日進図書館と称する。

(図書館長)

第4条 図書館に、図書館長(以下「館長」という。)を置く。

2 館長は、図書館の業務を掌理する。

3 館長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(運営委員会)

第5条 図書館に、図書館の管理運営に関し必要な事項を審議するため、図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(資料の収集・管理)

第6条 資料の収集及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第7条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。